

議案第 25 号

公の施設の設置を認め、及びその施設を使用することについて

次のとおり八戸市が階上町に公の施設を設置することを認め、階上町民がその施設を使用する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

- 1 公の施設の名称 八戸市自家用有償バス
- 2 運 行 路 線 八戸大野線
- 3 設 置 目 的 八戸市、階上町、軽米町及び洋野町の住民の公共交通手段の確保を図る。
- 4 使 用 方 法 階上町民は、八戸市自家用有償旅客運送自動車条例等の定めるところにより施設を使用する。



提案理由

地方自治法第 244 条の 3 の規定により、八戸市が階上町に公の施設を設置し、及びその施設を階上町民が使用することについて協議するため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通

地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

- 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。